

コンプライアンス・カウンターについて

私たちの行動指針では、ENWの全ての役員および従業員一人ひとりが、自らの行動と周りの従業員の行動が、高い法的・倫理的基準を遵守しているものとなるように、積極的に取り組むことが求められています。また、自分の行動や他人の行動が、これらの基準を遵守していない場合には、連絡することが求められます。コンプライアンス・カウンターは、コンプライアンスに関する役員および従業員の行動を支援するために整備したものです。

会社がコンプライアンス違反を早く知ることができれば、違反行為に、より効果的に対処することができます。従って、違反行為を感知した場合は、早期に連絡することが大変重要となります。本人が関与している場合は連絡することを求めるのは難しいことは理解していますが、会社は、常にはじめに違反行為を連絡した役員および従業員に配慮するように努めます。

また、会社はコンプライアンスに関するいかなる質問も受け付けています。しかし、相談をせずに勝手に行った違反行為は許容しないことが会社のポリシーです。

会社のポリシーとして、連絡した方の氏名・所属は、法的対応の必要上などやむをえない場合を除いて秘密に取り扱います。また、連絡した方が不利益を受けることから守ります。このポリシーを確たるものとするために、会社は、内部のコンプライアンス・カウンターに加えて、外部の弁護士事務所にも連絡窓口を設けています。

1.目的

コンプライアンス・カウンターの目的は、次の2点です。

A.「コンプライアンス相談」を受けること

自らの行動が、コンプライアンスの基準に反しているかどうか判断に迷う場合に、最後に相談できる相談窓口として機能しています。

通常は、相談は、まず直接の上司になされるのが最も良いと思います。しかし、直接の上司に相談しにくいとき、また上司に相談してみたが納得いかない場合には、コンプライアンス・カウンターに相談してください。

B.「コンプライアンス連絡」を受けること

自らが、または他の誰かが、コンプライアンスの基準に反する行動をとっていると感じたときに連絡する窓口として機能します。

2.利用対象者

コンプライアンス・カウンターは、ENWの役員（取締役、執行役（員）、監査役）および従業員（社員、アルバイト、派遣社員等、ENWと雇用関係にあるもの全て）を利用対象者とします。

3.コンプライアンス相談の対象事項

A.行動がコンプライアンスの基準に従っているかどうか疑問がある場合に、コンプライアンス・カウンターを利用できます。また企業行動憲章・行動指針、各種規則・マニュアル類に関し、より深い理解を得るための質問をすることもできます。

B.対象となる相談例としては、以下のものなどが想定されます。

- ・今のあなたの行動、またはこれから起こそうとする行動が、コンプライアンスの基準に従ったものかどうか、判断に迷った場合
- ・上司が指示したことが、コンプライアンスの基準に従ったものかどうか、疑問に思った場合
- ・業界や社内の慣習から継続してなされている行為が、コンプライアンスに違反しているかどうか判断に迷う場合
- ・私たちのビジネスに関係する人たちの行為が、法律や諸規程の解釈によっては問題があると思われる場合
- ・新たな企画等で、コンプライアンス上の問題がないことを確認したい場合
- ・一人ひとりが、より効果的にコンプライアンスを推進するための施策などについて

C.コンプライアンス相談事項の受領、対応について

企業倫理担当部署が必要に応じて、法務や人事、薬事などの主管組織と協力し、対応いたします。なお、社外窓口で直接相談がなされた場合については、社外窓口の弁護士が、必要に応じて企業倫理担当部署と協力しながら対応します。相談事項には、下記のように対応します。

- (1) 企業行動憲章・行動指針や社内規則・マニュアル等の範囲内で判断できる内容については、企業倫理担当部署が対応します。
- (2) 専門的な法律知識を必要とし、ENW内部で対応できる内容については、当該法規関連部署に連絡し、対応を依頼します。ただし、企業倫理担当部署は、その従業員との窓口であり、回答内容に関する情報について調整します。
- (3) より法的に専門的な判断を必要とし、ENW内部での対応が難しい事項については、弁護士事務所など社外の専門家の協力を得た上で、企業倫理担当部署が対応します。

4.コンプライアンス連絡の対象事項

A.自分自身を含め、周りでのコンプライアンス違反を感知した場合は、その旨を連絡しなければなりません。

B.以下の場合、コンプライアンス連絡として、伝達されなければなりません。

なお、あくまでもこれは例示です。

- ・競合他社と価格、販売量などに関する情報について合意または情報交換している
- ・代理店と再販売価格（納入価・販売価）について合意したり、合意するように迫ったりしている
- ・欠陥のある商品を製造しているという情報や証拠があるのに、対応策を取っていない
- ・公務員および、みなし公務員に対して、必要以上の金銭などの経済的利益や贈物を与えている
- ・法律の規制に則らず廃棄物を投棄している
- ・従業員に不当な差別がなされていたり、嫌がらせがなされている（この件については、同様の相談機能を持つ人事部などと連携をとり対応します）

その他、企業行動憲章または行動指針の違反は、すべて連絡されなければなりません。

C.コンプライアンス連絡については、企業倫理担当部署は予備的調査を行います。社外窓口にもたらされた連絡については、社外窓口の弁護士の指示のもとに、企業倫理担当部署が調査・対応の手段を講じることをサポートします。

- (1) 重大なリスク、または課題解決に相当の時間を要すると判断される場合には、企業倫理担当役員の指示に基づき調査担当部署が、より詳細な調査を行います。また必要に応じて、コンプライアンス委員会において議論します。
- (2) 調査の結果、対応策が早急に取れると判断されるものについては、調査担当部署は、できるだけ早期に、その事項に対応します。また、連絡者に対して、企業倫理担当部署がそのフィードバックを行います。
- (3) 調査対象者に、明示的か暗示的かを問わず圧力をかけるなどの妨害行為は禁止します。また、連絡者の詮索、および連絡者に対する報復行為も禁止します。妨害行為および報復行為が認められた場合には、ENW各社の就業規則等に則り処罰の対象となる場合があります。

D.コンプライアンス連絡が社外窓口へなされた場合には、社外窓口の弁護士は、連絡事項については企業倫理担当部署に伝達しますが、その連絡者名は開示しません。連絡事項の対応方法については、前項Cの要領に従って対処します。

5.基本的な約束事項

- A.業務とは関係のない個人的な法律相談などについては、対象外とします。
- B.コンプライアンスとは関係のない、社の施策等に関する提言や批判、中傷などについては対象外とします。

6. 相談・連絡の方法

A. 社内窓口

社内窓口は、企業倫理推進部が運営する窓口と各ENWが運営する窓口の2つの窓口が設置されています。企業倫理推進部が運営する窓口は、国内ENWのすべての役員および従業員が利用できます。各ENWの窓口は当該ENWに所属する役員および従業員が利用できます。

相談・連絡者は、原則として本人の所属・氏名を明らかにした上で、電話、Global hhc Web「コンプライアンス」ページ上のWebコンプライアンス・カウンター、Eメールまたは封書など所定の手段を用いて、連絡を行ってください。なお、どうしても会社に対して氏名・所属を知られたくない場合は、匿名でのコンプライアンス連絡を受け付けることとします。Web上のコンプライアンス・カウンターに匿名での連絡を可能とするページを追加いたしました。

B. 社外窓口(弁護士)

コンプライアンス相談とコンプライアンス連絡を受け付ける社外窓口をTMI 総合法律事務所に設けています。国内ENWのすべての役員および従業員が利用できます。

相談・連絡者は、本人の所属・氏名を明らかにした上で、Eメールまたは封書のいずれかの手段を用いて、連絡を行うことができます。

なお、社外窓口への匿名連絡は受け付けません。